



# TNY India Newsletter

2023/11/16  
No.4

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 就業規則について
- 3 2023年10月・11月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

## はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、10月・11月の法律・規則等の改正・制定情報と法令に基づく就業規則に関する使用者の義務等についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

## 1946年産業雇用（就業規則）法（The Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946）に基づく就業規則に関する作成義務等について

インドにおいて就業規則（Standing Order）は、1946年産業雇用（就業規則）法（The Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946（以下「本法」））に規定されています。以下、本法の規定に基づき就業規則の策定・変更等について説明します。なお、本法は連邦法となりますが、州法である店舗施設法において異なる規定を設けている場合は、当該店舗施設法の規定に従うことになります。

就業規則の作成やレビュー等についてのご相談がございましたらお気軽にご連絡ください。

### 1. 就業規則の作成

本法は、100人以上労働者（雇用又は報酬を得るため、肉体労働、非熟練労働、熟練労働、技術労働、作業労働、事務労働、又は監督労働を行うために雇用される者（見習いを含む）をいい、主に管理・監督の立場で雇用されている者は含まない）が雇用されている、又は過去12カ月の間に100人以上の労働者が雇用されていた全ての産業施設に適用される（本法1条3項）ため、これらの産業施設は Standing Order と呼ばれる就業規則を制定する必要があります。マハラシュトラ州、グジャラート州、カルナータカ州、ハリヤナ州では、州法により50人以上の労働者が雇用されている産業施設に適用されます。

該当する産業施設は、該当した日から6カ月以内に使用者が Labour Commissioner の認証官に対して就業規則の写しを提出しなければなりません（本法3条1項）。認証官は就業規則に本法で定められた必要記載事項が規定されているかどうか、及び本法の規定に適合しているかどうかという点から就業規則の公正さ・合理性を判断した上で認証します（本法4条）。

必要記載事項とは本法のスケジュールにおいて定められる下記事項となります。

- ① 労働者の分類、例えば、正社員、臨時社員、見習い、アルバイト等
- ② 労働期間、労働時間、休日、給料日、賃金率を通知する方法
- ③ 勤務シフト
- ④ 出勤および遅刻に関する取扱い

- ⑤ 休暇の申請手続及び休暇を与える権限
- ⑥ 施設への立入り条件及び検査手続の責任
- ⑦ 施設の閉鎖及び一時的停止に伴う使用者及び労働者の権利及び責任
- ⑧ 雇用の終了及び使用者及び労働者が行うべき通知
- ⑨ 解雇又は停職に関する懲戒処分
- ⑩ 使用者等からの不当な扱い等に対する労働者の救済手段
- ⑪ その他規定される事項

また、本法は可能な限りモデル就業規則に従い作成すべきであると規定しています。産業施設が本法の適用対象となった日から就業規則が認証官の認証を経て成立するまでの期間はモデル就業規則が当該産業施設に適用されます。

認証された就業規則は、使用者が英語及び労働者のマジョリティが理解できる言語で労働者のマジョリティが産業施設に入る入口やその近く、並びに労働者が雇用される全ての部門に掲示されなければなりません（本法9条）。

## 2. 就業規則の変更

使用者、労働者、労働組合又は労働者の代表は就業規則の変更を当該変更の写しを提出することにより認証官に申請することができます（本法10条2項）。使用者と労働者、労働組合又はその他労働者の代表との間での合意による場合を除き、就業規則又は変更された就業規則が施行された日から6か月以内は変更することができません（本法10条1項）。就業規則施行又は変更された就業規則の施行6か月以内に就業規則の変更を申請する場合は、労使間の合意を証明する写しを認証官に提出する必要があります（本法10条2項）。

## 3. 罰則

就業規則の作成義務がありながら就業規則を提出しなかった使用者又は本法の変更手続に従わず就業規則を変更した使用者は、INR5,000の罰金が科され、違反が継続する場合は1日ごとにINR200の罰金が科されます（本法13条1項）。本法に基づき制定された就業規則に違反する行為を行った使用者はINR100を上限とする罰金が科され、違反が継続する場合は1日ごとにINR25の罰金が科されます（本法13条2項）

## 4. 2020年労使関係法典における就業規則に関する規定

産業雇用法や労働組合法（The Trade Union Act, 1926）、産業紛争法（The Industrial Disputes Act, 1947）の三法で規定されていた内容を盛り込み2020年に成立した労使関係法典（Code on Industrial Relations 2020）（以下「労使関係法典」）は、未だ施行されていませんが、300人以上の労働者を雇用する産業施設が就業規則の作成義務を負うとしています（労使関係法典28条1項）。

## 2023年10月・11月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（10月1日～11月15日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
23-Oct	Companies Incorporation Third Amendment Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs

23-Oct	The stakeholders are informed that Ministry of Corporate Affairs has integrated with National Single Window System (NSWS) for the Incorporation of Companies and LLPs. Incorporation services can also be availed through NSWS portal.	Ministry of Corporate Affairs
27-Oct	Gazette notification regarding Companies (Management and Administration) Second Amendment Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
27-Oct	Limited Liability Partnership (Third Amendment) Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
27-Oct	Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Second Amendment Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
30-Oct	Commencement of Section 5 [Companies (Amendment) Act, 2020] (29 of 2020)	Ministry of Corporate Affairs
4-Oct	The Legal Metrology (Packaged Commodities) (Amendment) Rules, 2023	Ministry of Consumer Affairs
8-Oct	The Legal Metrology (Packaged Commodities) (Amendment) Rules, 2023	Ministry of Consumer Affairs
17-Oct	Amendment to the Master Direction (MD) on KYC	Reserve Bank of India
19-Oct	Master Direction – Reserve Bank of India (Non-Banking Financial Company – Scale Based Regulation) Directions, 2023	Reserve Bank of India
25-Oct	Appointment of Whole-Time Director(s)	Reserve Bank of India
25-Oct	Reserve Bank of India (Financial Statements - Presentation and Disclosures) Directions, 2021: Presentation of unclaimed liabilities transferred to Depositor Education and Awareness (DEA) Fund	Reserve Bank of India
26-Oct	Strengthening of customer service rendered by Credit Information Companies and Credit Institutions	Reserve Bank of India
26-Oct	Framework for compensation to customers for delayed updation/rectification of credit information	Reserve Bank of India
26-Oct	Non-Callable Deposits - Master Direction on Interest Rate on Deposits	Reserve Bank of India
26-Oct	Review of Instructions on Bulk Deposits for Regional Rural Banks (RRBs)	Reserve Bank of India
26-Oct	Review of Financial Information Provider (FIP) under Account Aggregator Framework	Reserve Bank of India
30-Oct	Clarification regarding Shifting of Branches/Offices/Extension Counters within the same city, town or village by District Central Co-operative Banks (DCCBs) and Guidelines on Closure of Branches and Extension Counters by DCCBs	Reserve Bank of India
30-Oct	Banking Regulation (Amendment) Act 2020 - Change in Name of Co-operative Banks	Reserve Bank of India
31-Oct	Regulation of Payment Aggregator – Cross Border (PA - Cross Border)	Reserve Bank of India
7-Nov	Master Direction on Information Technology Governance, Risk, Controls and Assurance Practices	Reserve Bank of India

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記

ディワリのシーズンには、インド人がよく民族衣装のクルタを着ているのを見かけます。インド人に聞くとクルタパジャマと言いますが、右の写真の上衣のクルタと一緒に履くズボンをパジャマと言うそうです。なんとパジャマの語源はヒンディー語だったようです。イギリス軍の兵士達はクルタを寝巻として利用していたそうです。たしかに、着心地は楽なので寝巻としても良いかもしれません。

また、クルタは色んなカラーがありますが、ピュアホワイトのカラーは基本的に葬式用のため、白色を購入されたい場合はオフホワイトの方が良いと聞きました。



本稿は、2023年11月16日現在の情報に基づきます。

### **TNY Services (India) Private Limited**

Address: 101, First Floor, Bestech Business Towers, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon (Haryana) – 122018

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>